

保育所等における看護師等 配置基準の緩和について

2021.1月 千葉市

1 本市提案内容

第20回東京圏国家戦略特別区域会議 (2018年3月8日)

規制改革提案

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の緩和

3歳未満児の定員を設定する保育所、認定こども園においては、小規模保育事業等と同様に0歳児の在籍人数に関わらず、1人に限って看護師等（保健師、准看護師を含む）を保育士とみなす。

(本市提出資料より抜粋)

2 厚生労働省見解

特区ワーキンググループ (2018年9月19日)

厚生労働省の見解

① 保育は、教育と養護を一体的に行うものであり、これに対応する専門性を備えた保育士による対応が基本。千葉市の提案については、0歳児保育が保育士不在で行われる恐れがあることから、受け入れは困難。

(※) 0歳児の在籍人数が3名以下の場合、必要となる保育士数は「1名」であることから、千葉市提案では、「看護師等1名」で0歳児保育を行うことが可能となってしまう。

(※) 千葉市指摘のとおり、小規模保育では保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができることとされているが、小規模保育においては、年齢別の配置基準に1名加えた人数を配置することとされており、保育士不在となることはない。

(厚生労働省提出資料より抜粋)

3 WG委員意見

➤ 看護師等の配置に対する評価を確認すること。

保育実態を踏まえた本市提案内容

4 保育実態

※保育所等へアンケート実施

- ・2018.11月 看護師配置の実態、好事例等の収集
- ・2019. 2月 看護師と保育士の合同保育に関する現場の声の収集

(1) 看護師等を配置することのメリット

●看護師等を配置していることに伴う好事例（複数回答）

	民間施設（43か所）		公立施設（45か所）		合計（88か所）	
	回答数	割合	回答数	割合	総数	割合
園児の体調管理、緊急時処置等、専門的な知識を活かし保育の質向上に繋がっている。	38	88.4%	43	95.6%	81	92.0%
保護者対応に対して安心感がある。	34	79.1%	45	100.0%	79	89.8%
園内研修講師など、学びが多い。	23	53.5%	33	73.3%	56	63.6%
保育業務を担う事で、保育士不足に対応できている。	27	62.8%	26	57.8%	53	60.2%

※看護師等を配置する保育所等（88か所）へのアンケート結果を取りまとめたもの。

●看護師等を配置している事に伴う保護者の声（自由記載）

保護者の声	同趣旨総数
専門的なアドバイスを聞くことができ、相談しやすい。安心して子供を預ける事が出来る	54
ケガ、体調不良時や疾患のある児童、流行性病気への対応が迅速、適切。	29
保健だより等、医療の詳しい情報を発信してくれる。	5
離乳食・病気等の情報を的確に伝え信頼している。	2

(2) 看護師等の保育の実態について

➤ 保育現場の実態として、0歳児と1歳児の合同保育を実施する等、保育士又は看護師等の複数人での保育を実施

● 0歳児が3人以下の場合の主な職員配置の状況

(日々の保育の中で、0歳児が3人以下となった場合の職員配置についてアンケートを実施したもの)

保育士1人で保育	看護師等1人で保育	合同保育等により保育士又は看護師等の複数人で保育	合計
9 (11.0%)	0	<u>73 (89.0%)</u>	82

※看護師等を配置する保育所等（88か所）へのアンケートに対し回答のあった82か所のアンケート結果を取りまとめたもの。

保育実態を踏まえた本市提案内容

(3) 看護師と保育を行う保育士への負担感等

- 看護師の保育（教育部分）のスキルを補うため、以下の対策を講じている。
 - ・保育のねらい等、日々情報共有を徹底
 - ・園内で保育に関する研修を実施 など
- 看護師と保育士の合同保育により保育の質の向上を感じており、
看護師と組む保育士が負担を感じることは少ない。

● 看護師と保育士が組んで保育を行うことの負担感の有無

	回答数	割合
お互いの専門性を活かし、より良い保育ができていると感じる。	13	65.0%
保育士と組んで保育することと変わらないと感じる。	2	10.0%
看護師と組む保育士の負担はあると感じる。	5	25.0%

● 看護師と保育士が組んで保育を行う際の対策（複数回答）

	回答数	割合
保育のねらい等、日々情報共有を徹底している。	17	85.0%
看護師も含め、園内で保育に関する研修（職員同士のディスカッション）を実施している。	17	85.0%
看護業務や園全体の保健業務が必要な場合に主任保育士等が代わりに保育に入るなど職員間で連携し、保育に影響がでないよう配慮している。	17	85.0%
看護師に対し保育に関する外部研修に積極的に参加させている。	9	45.0%
保育計画の作成にあたっては、保育士がフォローしながら作成している。	6	30.0%

※看護師の保育士みなしを実施する私立保育所等（20か所）へのアンケート結果を取りまとめたもの。

5 本市提案（規制緩和）

（1）現場の声

- 定員ではなく実際の在籍数で判断するため、年度途中や年度越えの際に4人未満となった場合、その時点でみなし対象から外れるため看護師等の安定的な雇用が出来ない。
- 園の規模に関わらず一律に0歳児4名以上となっており平等性に疑問を感じる。4名入園するかどうか毎年不安もあり、その中でみなし保育に値しない年度が出てくると考えると、配置することに躊躇してしまう。
- みなし対象から外れた看護師に対し派遣切りなどの手段を法人がした場合、子どもにとって当該看護師は、いつも生活を共にし、一緒に過ごしているいわば親と同じ要素を持つ存在のため、制度の都合（大人の都合）で4人未満になったからといって余儀なく退職する看護師が出るという事は、子どもの情緒に大きな大きな不利益が生じる。

（2）効果

- 看護師等の新たな雇用による待機児童解消
- 保育所等における保健業務（児童の健康支援、障害児や医療的ケア児への対応など）強化による保育の質の向上

「『看護師等が1人で保育しないこと』を要件（※）に0歳児の在籍人数に関わらず、1人に限って看護師等を保育士とみなすこと」を認めていただきたい。

<要件>

- 保育士が担任するクラスとの合同保育の実施
- 保育士と看護師が常に協力し合える環境での保育の実施 など

<確認方法>

- 1年に1回、指導監査又は巡回指導を実施

<公定価格算式上可能な体制 例①>

現状可能	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数	4人	6人	6人	20人	30人	30人	96人
保育士		1人	1人	1人	1人	1人	5人
看護師等	1人						1人

<公定価格算式上可能な体制 例②>

現状可能	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数	3人	6人	6人	20人	30人	30人	95人
保育士	1人	1人	1人	1人	1人	1人	6人
看護師等							0人



<規制緩和後の保育体制イメージ>

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数	3人	6人	6人	20人	30人	30人	95人
保育士		1人	1人	1人	1人	1人	5人
看護師等	1人						1人

← 合同保育